

## 奈良県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年六月十三日

奈良県知事 山下 真

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市忍辱山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県水循環・森林・景観環境部森林資源生産課及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）